

主 文

被告人は無罪。

理 由

第1 本件公訴事実

5 被告人は、不正に入手した他人名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、氏名不詳者らと共謀の上、以下のとおり、3回にわたり、現金合計300万円を引き出して窃取した。

1 令和7年3月10日午前10時23分頃、大阪市（所在地省略）株式会社a「b」において、同所に設置された現金自動預払機にc名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、株式会社d銀行ATM業務推進部部長eが管理する現金200万円を引き出して窃取した。

2 令和7年3月10日午前10時30分頃、大阪市（所在地省略）f株式会社gにおいて、同所に設置された現金自動預払機にh名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、iが管理する現金50万円を引き出して窃取した。

3 令和7年3月10日午前10時32分頃、大阪市（所在地省略）j信用金庫k支店において、同所に設置された現金自動預払機にl名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、同支店支店mが管理する現金50万円を引き出して窃取した。

20 第2 争点及び争点に関する当事者の主張の概要

被告人が、山形県内の企業から不正に送金された金銭が入金された他人名義の預金口座に係るキャッシュカードを用いて、第1に記載した現金自動預払機（以下「ATM」という。）から現金を引き出したことは証拠により容易に認定することができ、これがATMの管理者の意思に反する現金の占有移転であり、窃盗の客観的構成要件に該当することは明らかである。本件の争点は、上記の現金の引出しについて、被告人に窃盗の故意があり、氏名不詳者らとの共謀があるかで

ある。

検察官は、客観的事実等から、被告人が不正に入手したキャッシュカードを使用したことは明らかで、窃盗の故意及び氏名不詳者らとの共謀が認められることも明らかである旨主張する。これに対して、被告人は、本邦に住むベトナム人のために日本円をベトナムドンに両替していた知人に依頼されて、口座から日本円を引き出したと思っていた旨供述し、弁護人は被告人の供述を前提に、被告人に窃盗の故意はなく、氏名不詳者らとの共謀もなかった旨主張する。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

窃盗の故意に関する事実として、以下の事実を認定することができる。（各段落ごとに後掲の証拠により認定した。番号によるものは証拠等関係カードの検察官請求証拠の番号であり、「被告人」とあるのは被告人質問における供述により認定したことを指す。）

(1) 第1の1の事実のキャッシュカード（以下「カード①」という。）は、「n」名義の預金口座に係るキャッシュカードであり、表面には「o」と記載され、裏面には暗証番号が記載されている。（甲2、甲4、被告人）

第1の2の事実のキャッシュカード（以下「カード②」という。）は、「p」名義の預金口座に係るキャッシュカードであり、表面には「q」と記載され、裏面には暗証番号が記載されている。（甲7、甲12、被告人）

第1の3の事実のキャッシュカード（以下「カード③」という。）は、「r」名義の預金口座に係るキャッシュカードであり、表面には「s」と記載され、裏面には暗証番号が記載されている。（甲20、甲21、被告人）

(2) カード①、カード②及びカード③（以下まとめて「本件各カード」という。）に係る各預金口座は、令和6年10月頃から令和7年3月頃までの間、50万円又は200万円程度の入金がありその当日中にほぼ同額が引き出されて残高が3000円に満たない少額になるという取引を連日繰り返していた。（甲2、

甲7、甲20)

(3) カード①の名義人であるcとカード②の名義人であるhは、いずれも被告人の友人であるが、被告人自身は氏名表記がベトナム語の表記と異なることなどからこれらが友人名義のものであると認識していなかった。カード③の名義人
5 であるlは被告人の知らない人物である。(被告人)

被告人は、被告人、c及びhの共通の知人(以下「A」という。)から、本件各カード及びA名義でない1枚のキャッシュカードの交付を受けた。被告人は、令和7年2月20日に、カード③を手に持った状態の写真を自身のスマートフォンで撮影した。(甲26、被告人)

10 (4) 被告人は、令和6年11月24日にhがショッピングモールにおいてカード②に係る預金口座の開設を申し込んだ際、同人を自動車と同ショッピングモールに送った。hは、同年12月15日、金融機関からカード②が送付された際の案内文書とともにカード②の写真を被告人に対してアプリケーションソフト「Messenger」を使って送付した。(甲14、甲16、被告人)

15 (5) 被告人は、令和7年1月か2月頃、知人であったAから、キャッシュカードを使ってATMから現金を引き出すことを依頼され、それから少なくとも10回程度はこれに応じて現金を引き出した。被告人は、Aから電話で指示を受けて、指定された金額をATMから引き出しており、Aからはできるだけ早くおろすように言われていた。被告人は、本件各カードを裏面に記載されていた暗証番号で区別していた。(乙2、被告人)
20

被告人は、ATMから現金を引き出すことにより、Aから謝礼として1回当たり5000円の支払を受けていた。本件では、3回現金を引き出したことにより、1万5000円の支払を受けた。(乙2、被告人)

(6) 令和7年3月10日午前9時27分から同日午前9時38分までの間に、山
25 形県内の企業の預金口座から合計5億3590万円が株式会社t名義の預金口座に不正に送金され、同日午前10時14分、そのうち1000万円がu名義

の預金口座に送金され、その預金口座から、同日午前10時17分、200万円がカード①に係る預金口座に、同日午前10時18分、50万円がカード②に係る預金口座に、同日午前10時19分に50万円がカード③に係る預金口座にそれぞれ送金された。(甲1)

5 (7) 被告人は、Aから電話で指示を受けて、第1のとおり、令和7年3月10日午前10時23分頃、カード①を使用して現金200万円を、同日午前10時30分頃、カード②を使用して現金50万円を、同日午前10時32分頃、カード③を使用して現金50万円をそれぞれ別のATMから引き出した(以下、まとめて「本件各引出し」という。)(甲3、甲8、甲21、被告人)

10 (8) 被告人は、令和7年3月13日午前10時51分から同日午前10時52分までの間、hに対して、「Messenger」を使って「vさんのイオンカードはどうして振込がたくさんあるのか聞かれた」「あなたも聞かれたら、カードは作ったけど、使っていない、落とした、裏に暗証番号を忘れないように書いてあると言ってください」「呼ばれたら、私に使わないように連絡して」
15 「vさんのカードは使っていない銀行が気になって質問してきた」という趣旨のベトナム語のメッセージを送信した。(甲17)

2 争点についての判断

(1) 第2記載のとおり、本件の争点は、本件各引出しについて、被告人に窃盗の故意があり、氏名不詳者らとの共謀があるかである。被告人が氏名不詳の
20 Aから依頼を受けて本件各引出しを行ったことは明らかであるから、被告人に窃盗の故意があると認められれば、氏名不詳者らとの共謀も容易に認めることができる。そこで、本件各引出しについて、被告人に窃盗の故意があると認められるか、すなわち、本件各引出しがATM管理者の意思に反するものであったことを被告人が認識した上で、敢えて本件各引出しを行ったとい
25 えるかについて検討する。

キャッシュカードは、一般に金融機関の利用規定等において譲渡、質入れ、

貸与が禁止されており、他人名義のキャッシュカードを用いて預金口座から現金を引き出すことは、原則として、金融機関の意思に反し、ATM管理者の意思にも反するというべきである。もっとも、名義人の真摯な依頼等に基づいて、名義人以外の者がキャッシュカードを使用して名義人の預金口座から現金を引き出すような場合については、金融機関の意思に反するとはいえず、また、ATM管理者の意思にも反するとはいえない。

(2) 検察官は、被告人が本件各カードを不正に入手した認識があることを前提に本件公訴事実を構成しているので、まずこの点について検討する。

本件各カードに係る預金口座の取引状況（前記1(2)）及び本件において現に不正送金に使用されていること（前記1(6)）から、本件各カードは詐欺等の犯罪のために作成され、使用されたものであると認められる。

そして、被告人は、カード②に係る口座の作成の際に名義人であるhと同道したのであるが、それだけで被告人がhが口座を開設した意図を知っていたとまではいえない。その後カード②の写真の送付を受けたことについても、その前後のメッセージのやり取りからも経緯は明らかでなく、どのような趣旨でカード②の写真が送付されたのか気に留めなかった旨の被告人の弁解を排斥できない。

被告人が本件各引出しの3日後にhに対して送信したメッセージ（前記1(8)）のうち、「vさんのイオンカード」についての部分は、カード①について金融機関から確認された際の受け答えに関するものであることがうかがわれるが、被告人がカード①を不正に入手した認識があることを示すものとはいえない。hに対して「使っていない、落とした」と金融機関に答えるよう依頼する部分についても、カード②について虚偽の回答を促すものとも捉えられるが、その趣旨は明らかでなく、被告人がカード②を不正に入手した認識があることを示すものとはいえない。

被告人とhとの間のその余の多数の「Messenger」でのメッセー

ジのやり取り（甲13、甲16、甲17）についても、趣旨が不明なものが多く、その余の証拠をみても、被告人が本件各カードを不正に入手したとの認識があることを直ちに推認させるものはない。

(3) そこで、その余の事情から、本件各引出しがATM管理者の意思に反するものと被告人が認識していたといえるかについて検討する。

被告人は、本件各引出しにより現金300万円を引き出し、Aから謝礼として1万5000円の支払を受けており、いずれも高額である。もっとも、本邦に住むベトナム人のために日本円をベトナムドンに両替していたAに依頼され、ときにベトナムに渡航するなど多忙なAに代わって、Aの指示に従い速やかにATMから現金を引き出していた旨の被告人の弁解と整合しないほどの高額ではない。

被告人が本件各カードに係る預金口座への入金後6分から13分程度で速やかに本件各引出しを行っていること（前記1(6)(7)）は、被告人があらかじめAから指示を受けて、ATMの近くで待機していたことをうかがわせる事情であるが、被告人の弁解とも整合する。被告人が本件各引出しの際、それぞれ別のATMを用いたことについても、発覚を免れるためと解する余地はあるが、Aから数回に分けて指示を受けたことによる可能性もあり、被告人において本件各引出しがATM管理者の意思に反するものと認識していたことをうかがわせる事情とまではいえない。

被告人は、遅くとも令和7年2月20日頃にはカード③を所持しており、AからA名義でない4枚のキャッシュカードの交付を受け（前記1(3)）、少なくとも10回程度はAの依頼を受けて現金をATMから引き出すことを繰り返していた（前記1(5)）。しかし、長期間や多数回引き出しを繰り返しているとまではいえず、その期間や回数から、本件各引出しが、ATM管理者の意思に反するものと被告人が認識していたことを認めるには足りない。被告人が交付を受けたキャッシュカードが依頼したA自身の名義でないことは、

Aからの依頼について疑いを抱く契機となるべき事情といい得るが、多数のベトナム人からの依頼を受けて両替をしていたとの説明をAから受けており、裏面に書かれていた暗証番号によってカードを区別しており、交付を受けたキャッシュカードの名義人について特段の注意を払わなかった旨の被告人の弁解が不自然とまではいえない。

検察官は、被告人がAの氏名を明らかにしないことは、真に無罪の者がとる態度でないと主張するが、以前からの知人であるAが追及されることを望まないということもあり得る上、被告人が特定の事実関係について供述しないことを被告人に不利に扱おうとするものであって、供述拒否権の観点からも検察官の主張は採用できない。

(4) 結局、証拠上認定できる客観的事実等は、それぞれ単独では、被告人がAからの依頼について疑問を抱くに十分なものではない。本件各カードの名義人がAでないことについて、被告人がAに問い合わせるなどすれば、本件各引出しが正当な権限を欠くという疑いを持つことができた可能性はあるが、被告人がこの点について注意を払わなかったことが不自然でないのは既に述べたとおりである。その余の客観的事実等については、いずれもAからの依頼や説明と整合する事情が多く、これらを総合しても、本件各引出しが正当な権限を欠き、ATM管理者の意思に反するものであったことを被告人が認識していたことを認めるに足りない。

(5) 以上のとおり検討したことに加え、被告人が日本語を解さない外国人であり、特殊詐欺等に関する報道に十分触れていなかったことがうかがわれること等も踏まえると、本邦に住むベトナム人のために日本円をベトナムドンに両替していたAの依頼に基づいて本件各引出しをした旨の被告人の弁解を排斥することはできない。被告人は、本件各引出しがAや本件各カードの名義人の真摯な依頼に基づくものであり、ATM管理者もこれを許容していたと認識していたとみる余地があり、被告人に窃盗の故意があったことについて

は合理的な疑いを容れる余地がある。

そうすると、窃盗の故意を認めることはできず、氏名不詳者らとの共謀も認められない。

3 結論

5 よって、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により被告人に対し無罪の言渡しをする。

(求刑：懲役3年)

(検察官佐藤龍明、弁護士w各出席)

令和8年3月24日

10

山形地方裁判所刑事部

裁判官

島田 壮一郎